明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令（**文部科学**一九）　二
○船舶法施行細則及び小型船舶登録規則の一部を改正する省令（**国土交通**五六）　三
○航空法施行規則の一部を改正する省令（**同**五七）　四

〔告　示〕

○銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件（**金融庁**三九～四七）　四
○銀行法第五十五条第三項の規定により銀行持株会社に係る認可がその効力を失った件（**同**四八）　五
○公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示（**デジタル庁**一一）　五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示（**デジタル庁・総務**一九）　五
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示（**同**二〇）　五
○個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件（**財務**一二二）　六
○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準及び厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する告示の一部を改正する告示（**厚生労働**一九五）　六
○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第八十八条の規定に基づく公示の件（**経済産業**八二）　六
○重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律第六条第一項及び第二項の規定により、対象防衛関係施設等として指定した告示の一部を改正する件（**防衛**一〇七）　七
○道路に関する件（**近畿地方整備局**六五、六六、六八、六九）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**六七）　七
○洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を変更した件（**中国地方整備局**五六）　七

〔国会事項〕

指定保安検査機関の指定に関する公示（関東東北産業保安監督部）　九
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　九

〔人事異動〕

法務省　九
労　働　九

〔皇室事項〕

官庁事項　九

〔官庁報告〕

指定保安検査機関の指定に関する公示（関東東北産業保安監督部）　一〇
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一〇
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
国家試験
令和六年司法試験の試験場（司法試験委員会）　一一
令和六年司法試験予備試験の試験場（同）　一一
令和六年度弁理士試験の試験会場（工業所有権審議会）　一一

〔公　告〕

諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
特殊法人等
経済産業省共済組合定款の一部変更関係　二六
会社その他

省　令

○文部科学省令第十九号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条の規定に基づき、及び同法を実施するため、私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月三十日

文部科学大臣臨時代理　国務大臣　武見　敬三

私立学校教職員共済法施行規則の一部を改正する省令

私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（異動報告） **第一条**　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第十四条第一項に定める学校法人等（法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、当該加入者に関し、次に掲げる事由が生じたときは、十日以内（第一号に掲げる事由が生じたときは、五日以内）に、様式第一号（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載したもの）から様式第四号までによる異動報告書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。 一　法第十四条第一項に定める加入者となつたとき又は新たに就職したとき。 二～五　［略］ 2　学校法人等は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、五日以内に、様式第五号による異動報告書を事業団に提出しなければならない。 一～三　［略］	（異動報告） **第一条**　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号。以下「法」という。）第十四条に定める学校法人等（法附則第十項の規定により学校法人とみなされる者を含む。以下「学校法人等」という。）は、当該加入者に関し、次に掲げる事由が生じたときは、十日以内に、様式第一号（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。以下「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載したもの）から様式第四号までによる異動報告書を日本私立学校振興・共済事業団（以下「事業団」という。）に提出しなければならない。 一　新たに就職したとき。 二～五　［同上］ 2　学校法人等は、次の各号に掲げる事由が生じたときは、様式第五号による異動報告書を事業団に提出しなければならない。 一～三　［同上］

（特定学校法人等の該当の届出）

第一条の二の三　私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号。以下「平成二十八年改正政令」という。）附則第三条第一項の規定により初めて同項に規定する特定学校法人等（以下この条において「特定学校法人等」という。）となつた学校法人等は、五日以内に、学校法人等の名称及び所在地並びに特定学校法人等となつた年月日を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

（被扶養者の認定申請等）

第一条の五　加入者となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は加入者について被扶養者の要件を備える者が生じた場合には、その加入者は、五日以内に、様式第八号（個人番号を記載したもの）による申請書に、これらの事実を証明する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2・3　［略］

（後期高齢者医療の被保険者に係る短期給付に関する規定の適用の特例）

第三十七条の二　［略］

2　教職員等であつて高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当する者が同号に該当しないこととなつたとき（七十五歳に達した場合を除く。）又は教職員等であつて同条第一号に該当する者が同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者としないこととされたときは、当該者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、五日以内に、事業団に提出しなければならない。

一～四　［略］

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務等）

第三十九条の二　［略］

2・3　［略］

（特定学校法人等の該当の届出）

第一条の二の三　私立学校教職員共済法施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第二百九十四号。以下「平成二十八年改正政令」という。）附則第三条第一項の規定により初めて同項に規定する特定学校法人等（以下この条において「特定学校法人等」という。）となつた学校法人等は、当該事実があつた日から十日以内に、学校法人等の名称及び所在地並びに特定学校法人等となつた年月日を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

（被扶養者の認定申請等）

第一条の五　加入者となつた者に被扶養者の要件を備える者がある場合又は加入者について被扶養者の要件を備える者が生じた場合には、その加入者は、直ちに、様式第八号（個人番号を記載したもの）による申請書に、これらの事実を証明する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

2・3　［同上］

（後期高齢者医療の被保険者に係る短期給付に関する規定の適用の特例）

第三十七条の二　［同上］

2　教職員等であつて高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当する者が同号に該当しないこととなつたとき（七十五歳に達した場合を除く。）又は教職員等であつて同条第一号に該当する者が同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者としないこととされたときは、当該者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、そのなつた日以後、直ちに、事業団に提出しなければならない。

一～四　［同上］

（社会保険診療報酬支払基金等に委託する事務）

第三十九条の二　［同上］

2・3　［同上］

４　事業団は、法第四十七条の三第一項の規定により同項第二号又は第三号に掲げる事務を委託する場合には、第一条第一項の規定による異動報告書（同項第一号に係るものに限る。）若しくは第一条の五第一項の規定による申請書の提出を受け、又は施行令第十一条第一項の規定による申出を受けた日から五日以内に、当該異動報告書若しくは申請書又は申出に係る加入者及び被扶養者の資格に係る情報を、電磁的方法により、社会保険診療報酬支払基金法による社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

５　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

［項を加える。］

４　［同上］

附　則

この省令は、令和六年五月七日から施行する。

○国土交通省令第五十六号

小型船舶登録令（平成十三年政令第三百八十一号）第四条第一項の規定に基づき、及び船舶法（明治三十二年法律第四十六号）を実施するため、船舶法施行細則及び小型船舶登録規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月三十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂本　哲志

船舶法施行細則及び小型船舶登録規則の一部を改正する省令

（船舶法施行細則の一部改正）

第一条　船舶法施行細則（明治三十二年逓信省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第十七条ノ三　船舶原簿ハ其全部ヲ電子計算機ニ備フルファイル又ハ磁気ディスク（之ニ準ズル方法ニ依リ一定ノ事項ヲ確実ニ記録シ得ル物ヲ含ム）ヲ以テ調製スベシ	**第十七条ノ三**　船舶原簿ハ其全部ヲ磁気ディスク（之ニ準ズル方法ニ依リ一定ノ事項ヲ確実ニ記録シ得ル物ヲ含ム以下同ジ）ヲ以テ調製スベシ
②～⑥　（略）	②～⑥　（略）

（小型船舶登録規則の一部改正）

第二条　小型船舶登録規則（平成十四年国土交通省令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（原簿の調製の方法）	（原簿の調製の方法）
第十条　（略）	**第十条**　（略）
（新設）	２　登録令第四条第一項の規定により調製を行う場合においては、クラウド・コンピューティング・サービス関連技術（官民データ活用推進基本法（平成二十八年法律第百三号）第二条第四項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術をいう。）その他の情報通信技術の進展の状況を踏まえた適切な方法によるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第五十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第三項第六号の規定に基づき、並びに同法第九十四条ただし書及び第九十四条の二第一項ただし書の規定を実施するため、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年四月三十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂本　哲志

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（法第九十四条ただし書の規定による許可を受けて管制区等を飛行する場合の飛行の方法）	（法第九十四条ただし書の規定による許可を受けて管制圏等を飛行する場合の飛行の方法）
第百九十八条の四　航空機は、法第九十四条ただし書の規定による許可を受けて管制区（特別管制空域及び第百九十八条の六に規定する高さ以上の空域を除く。第四号において同じ。）、管制圏（特別管制空域を除く。第五号において同じ。）又は情報圏を飛行するときは、次の各号に掲げる基準に従つて飛行しなければならない。ただし、当該許可に際しこれらの基準と異なる条件が付されたときは、この限りでない。	**第百九十八条の四**　航空機は、法第九十四条ただし書の規定による許可を受けて管制圏（特別管制空域を除く。）又は情報圏を飛行するときは、次の各号に掲げる基準に従つて飛行しなければならない。ただし、当該許可に際しこれらの基準と異なる条件が付されたときは、この限りでない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　管制区を飛行する場合にあつては、当該管制区の管制業務を行う機関と常時連絡を保つこと。	（新設）
五　（略）	四　（略）

（法第九十四条の二第一項の国土交通省令で定める高さ以上の空域における同項ただし書の規定による許可の基準）

第百九十八条の七　国土交通大臣は、前条に規定する高さ以上の空域においては、予測することができない急激な天候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合又は当該空域内の計器飛行方式により飛行する航空機の円滑な航行を阻害するおそれがなく、かつ、当該空域内のすべての航空機との間に安全な間隔を確保することが可能であると国土交通大臣が認める場合に限り、法第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可をするものとする。

（法第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可を受けた場合の飛行の方法）

第百九十八条の八　航空機は、法第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可を受けたときは、有視界気象状態を維持して飛行しなければならない。ただし、附近にある他のすべての航空機の位置を把握することができる装置を用いることその他の方法により当該航空機との間に安全な間隔を確保することが可能であると国土交通大臣が認める場合は、この限りでない。

（削る）

（削る）

（法第九十六条第三項第六号の国土交通省令で定める飛行）

第二百二条の三　法第九十六条第三項第六号の国土交通省令で定める飛行は、附近にある他のすべての航空機の位置を把握することができる装置を用いることその他の方法により当該航空機との間に安全な間隔を確保することが可能であると国土交通大臣が認める飛行とする。

（法第九十四条の二第一項の国土交通省令で定める高さ以上の空域における同項ただし書の規定による許可の基準）

第百九十八条の七　国土交通大臣は、前条に規定する高さ以上の空域においては、自衛隊の使用する航空機がその任務の遂行上やむを得ず飛行する場合又は予測することができない急激な天候の悪化その他のやむを得ない事由がある場合に限り、法第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可をするものとする。

（法第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可を受けた場合の飛行の方法）

第百九十八条の八　航空機は、法第九十四条の二第一項ただし書の規定による許可を受けたときは、次の各号に掲げる基準に従つて飛行しなければならない。

一　有視界気象状態を維持して飛行すること。

二　当該空域の管制業務を行う機関と常時連絡を保つこと。ただし、自衛隊の使用する航空機がその任務の遂行上やむを得ないと国土交通大臣が認める飛行を行う場合は、この限りでない。

（法第九十六条第三項第六号の国土交通省令で定める飛行）

第二百二条の三　法第九十六条第三項第六号の国土交通省令で定める飛行は、自衛隊の使用する航空機による第百九十八条の六に規定する高さ以上の空域における飛行であつて、その任務の遂行上やむを得ないと国土交通大臣が認めるものとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。